

発議第13号

子供の貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を求める意見書について

子供の貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を求める意見書を次のとおり提出する。

令和元年10月30日 提出

松阪市議会議員	中島清晴
	堀端脩
	谷口聖
	市野幸男
	深田龍
	野呂一男
	海住恒幸
	久松倫生
	西村友志

子供の貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を求める意見書
学校には、さまざまな生活背景から課題を抱えた子供たちが通っている。厚労省の「国民生活基礎調査（2016）」によると、「子供の貧困率」は13.9%、およそ子供7人に1人の割合で貧困状態にあるとされている。また、大人が1人の世帯の相対的貧困率は50.8%と、大人が2人以上いる世帯（10.7%）より著しく厳しい経済状況におかれている。「子供の貧困対策に関する大綱（2014年閣議決定）」における基本的な方針の筆頭に「貧困の連鎖の解消」が掲げられているとおり、貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的な支援は、極めて重要であると考えます。

学校をプラットフォームとした子供たちに対して、教育相談などを充実させる取り組みや、学校だけでは解決が困難な事案について関連機関と連携した支援を行うなどの取り組みが今以上に進められていく必要がある。

日本の高等教育の授業料は国際的な比較において「最も高い水準の国の一つである」とされており、大学等の高等教育段階での総教育支出においても、68%が私費負担で賄われ、経済協力開発機構（OECD）平均の30%を大きく上回っている（OECD「図表でみる教育2018」）。

すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるためには、就学・修学保障制度の拡充が必要である。高等学校等就学支援金制度において、2020年4月から私立高校等に通う生徒の「就学支援金」の上限額の引上げなど制度改革が行われるが、三重県教育委員会が出した「令和2年度国への提言・提案」にもあるように、“標準的な修学年限を超過した場合であっても、就学支援金の対象とし、経済的負担の軽減を図る”等、制度のさらなる緩和・拡充を求めていかなければならない。

貧困の連鎖を断ち切り、経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援にかかわる制度・施策のより一層の充実が求められている。

よって、国においては、全ての子供たちの学ぶ機会を保障するため、子供の貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月30日

三重県松阪市議会議長 大 平 勇